○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令

（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成十三年財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第十三号

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）第七条第二項

（食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部改正）

第二条　食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改める。

別記様式の表14中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、及びエコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）第八条第一項ただし書の規定に基づき、エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

文部科学大臣　萩生田光一
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令

エコツーリズム推進法施行規則（平成二十年文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源）	（他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源）
第四条　法第八条第一項ただし書の主務省令で定める自然観光資源は、次に掲げるものとする。ただし、条例による行為の規制等により特に保護する必要がある自然観光資源として認定全体構想に規定されるものを除く。	**第四条**　法第八条第一項ただし書の主務省令で定める自然観光資源は、次に掲げるものとする。ただし、条例による行為の規制等により特に保護する必要がある自然観光資源として認定全体構想に規定されるものを除く。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第一項の規定又は同条第二項第一号に掲げる事項に関し同項の規定に基づき農林水産省令又は規則において採捕を禁止された水産動植物及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十八条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面	三　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定又は同条第二項第一号に掲げる事項に関し同項の規定に基づき農林水産省令又は規則において採捕を禁止された水産動植物及び同法第十五条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面
四～八　（略）	四～八　（略）

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改める。

第一条第十三号及び第三条第一項第八号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。